

第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進

令和元年8月に実施した「大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」の結果では、ひとり親家庭等を取り巻く現状として、母子家庭の母の8割以上が就業しているものの、離婚直後の就労形態の約6割がパート・アルバイトであり、収入は低水準となっています。また、養育費を受け取っていない母子家庭は約8割にのぼり、その内、約5割は養育費の取り決めすら行っていない状況です。

これらのことから、自立に向けた就労支援等への取り組みや情報提供・相談体制の充実など周知から支援につなげる取り組みがますます重要となってきています。

本市では、第四次箕面市子どもプランに包括されている「ひとり親家庭等自立促進計画」において、前計画の基本理念である「子どもたちが自分の将来に希望を持ち、親も子も健やかな生活を営むことができるまちをめざして」を継承し、ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、「家庭・地域における子育て支援」、「生活の安定を図るために支援」、「就労による自立に向けた支援」、「貧困の連鎖の根絶に向けた支援」、「情報提供・相談体制の整備」、「人権尊重の社会づくり」の基本項目を引き続き総合的に推進していきます。

第1項 各項目ごとの取り組み

本計画の基本理念にある「家庭・地域における子育て支援、生活の安定を図るために支援、就労による自立に向けた支援、貧困の連鎖の根絶に向けた支援、情報提供・相談体制の整備、人権尊重の社会づくり」の各項目における本市の主な取り組みは次に記載のとおりですが、関連する各施策については、35ページから104ページまでの第4章「施策の展開」の第1節「施策の基本方向と主な取り組み」をご参照ください。

(1) 家庭・地域における子育て支援

ひとり親家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事の両立ができるよう支援することが重要なことから、保育園や学童保育への優先的な入所・入会に配慮するとともに減免制度を設けています。また、就労等で保育園等の送迎などにファミリー・サポート・センターを利用する場合には、できるだけ利用できるように支援者の調整を行うとともに減免制度を設け財政的支援も実施しています。

地域における子育て支援としては、ひとり親家庭等の求職活動中や在宅での子育てを行っている方に対しては、子育てにおいて孤立感なく楽しく子育てができるように、子育て支援センターの利用を促すとともに、子育て支援センターから遠い地域に対しては、子育て支援センターの保育士等が出向き、子育てなどに関する悩みごとなどを相談できる場を提供するなど多様な保育・子育てサービスを引き続き展開していきます。

《主な取り組み》

○ファミリー・サポート・センター事業 38ページ

○ひとり親家庭相談 45ページ

○ひとり親無料法律相談 45 ページ

○保育所等の優先入所 84 ページ

○学童保育事業 84 ページ

（２）生活の安定を図るための支援

世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活を安定させるための経済的支援として各種手当の支給や医療費助成等を実施するとともに、減免制度の適用や府などが実施する各種貸付制度等を周知します。

《生活基盤を整えるための支援》

生活基盤を整えるための支援としては、児童扶養手当等の支給や就学援助、奨学資金給付制度等により、生活基盤の安定が図られるよう支援します。また、居住の安定を図るため、当選倍率を優遇することで、市営住宅への入居優先度を高めたり、様々な事情のため家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努めるとともに、入所家庭の早期自立に向けた支援を実施します。

《主な取り組み》

○就学援助 38 ページ

○奨学資金（貸与・給付） 38 ページ

○児童扶養手当給付事業 38 ページ

○市営住宅入居 38 ページ

○母子生活支援施設入所事業 38 ページ

《各種減免・貸付制度》

各種減免・貸付等については、学童保育料やファミリー・サポート・センター事業等での減免や、一時的な財政負担に対しては、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などの活用をご案内します。また、子どもが高校３年生相当年齢まで、医療費の助成（ひとり親家庭医療費助成制度）を実施します。

《主な取り組み》

○ひとり親家庭医療費助成事業 38 ページ

○ファミリー・サポート・センター事業 38 ページ

○保育所、認定こども園等の保育料の無償化等 38 ページ

○学童保育料の減免 39 ページ

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 39 ページ

《養育費確保のための支援》

養育費は、生活を安定させるうえで非常に重要であることから、その取り決めや面会交流の方法などについての丁寧な説明に加え、必要に応じて弁護士による「ひとり親無料法

律相談」に繋がります。また、令和２年度から大阪府が養育費不払いによるひとり親家庭等の貧困を防止するための支援制度を実施することから、府の動向を注視しつつ、養育費の確保に向けた取り組みを進めていきます。

《主な取り組み》

○ひとり親無料法律相談（再掲） 45 ページ

（３）就労による自立に向けた支援

ひとり親家庭等が就労により早期に自立できるよう、個々のニーズや状況を踏まえた就労相談や就労支援を実施します。事業の実施にあたっては、ハローワークと連携し、きめ細かく継続的な相談・支援に努めます。また、就労した後も安心して子育てと就労等ができるよう、保育所・学童保育への優先入所や減免制度を設けています。

特に、ひとり親等が就労に必要な技能や知識を習得することができるよう、各種講座の受講修了者に対し給付する「自立支援教育訓練給付金事業」や看護師等の資格取得を目的とした養成機関で修業する場合に、受講期間の生活費の負担軽減を図る支援として「高等職業訓練促進給付金事業」を実施しています。

また、ひとり親の就労機会が確保されるよう、事業主等に対して啓発を行います。

《主な取り組み》

○就労に関する相談、助言、指導 83 ページ

○求人の情報提供 83 ページ

○就職支援講座等の実施 83 ページ

○自立支援教育訓練給付金事業 84 ページ

○高等職業訓練促進給付金事業 84 ページ

○ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ 84 ページ

○ハローワークとの連携 100 ページ

○能力開発講座の実施 100 ページ

（４）貧困の連鎖の根絶に向けた支援

ひとり親家庭等においては、貧困が世代を超えて連鎖する「貧困の連鎖」に陥る危険性が高いことから、将来の自立に向けひとり親家庭等の子どもたちの日常生活が安定するように、また、経済的な理由などで進学を諦めることのないように、日々の生活支援や、教育支援を重点的に取り組んでいきます。教育支援については、学生等のサポーターが行う学力保障・学習支援事業や塾代等助成事業（試行）等を実施します。

《主な取り組み》

○新放課後モデル事業 86・95 ページ

○学力保障・学習支援事業 95 ページ

○進路指導・追指導・キャリア教育の充実 95・100 ページ

○学習・進路相談の実施 95・100 ページ

○塾代助成モデル事業 95 ページ

（５）情報提供・相談体制の整備

情報提供については、支援に関する制度やサービスなどの情報が必要なときに、いつでもどこでも得ることができるように、市広報紙やホームページでの周知に加え、地域就労支援センター（萱野中央人権文化センター・桜ヶ丘人権文化センター）や子ども総合窓口等での各種手続き時において、個々の状況を把握し、適確にニーズを聞き出し情報提供に努めるなど、様々な機会を活用し最新の情報を発信・提供していきます。

相談体制については、弁護士による「ひとり親無料法律相談」の他、地域就労支援センターにおける「就労相談」、男女協働参画ルームによる「女性相談」などにおいて、多岐にわたる課題を把握・整理し、不安や心配ごとの解消を図るため、個々の状況に応じた相談を行います。また、ひとり親家庭等を取りまく環境は複雑化しており、母子・父子福祉センターや配偶者暴力相談センターなどの専門機関と密接な連携により、それぞれの状況に応じた、きめ細かで充実した相談を実施していきます。

《主な取り組み》

○ひとり親無料法律相談（再掲） 45 ページ

○就労に関する相談、助言、指導（再掲） 83 ページ

○求人情報の提供（再掲） 83 ページ

（６）人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等が、偏見や差別を受けることなく、それぞれの個性や能力を活かしながら自立への道を歩めるよう、広報紙等の活用により市民意識の啓発に努めるとともに、学校教育・地域活動等を通して、基本的人権尊重のための人権教育・人権啓発を推進します。

《主な取り組み》

○全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実 98 ページ

○不登校の児童・生徒の支援 98 ページ